

<p>改 正 後</p> <p>第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。</p> <p>一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>イ、ホ (略)</p> <p>二、三 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>この省令は、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。</p> <p>○厚生労働省令第四十七号</p> <p>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第二項及び第五十九条の二の第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>平成三十一年三月二十九日</p> <p>児童福祉法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>3 評価機関による法第二十一条第一項の評価の基準は、厚生労働省子ども家庭局長が定めるものとする。</p> <p>4 民間あつせん機関は、三年に一回以上、評価機関による法第二十一条第一項の評価を受けなければならない。</p> <p>5 民間あつせん機関は、法第二十一条第一項の規定により自ら評価を行い、又は評価機関による評価を受けたときは、速やかにインターネットを利用する方法その他の適切な方法により、それらの結果を公表しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(養子縁組あつせん責任者の経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十八条第一項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。</p>
<p>改 正 前</p> <p>第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。</p> <p>一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児</p> <p>ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体が委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児</p> <p>ハ 第一条の三十二の二第一項に規定する組合（以下ハにおいて「組合」という。）が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児</p> <p>ニ、チ (略)</p> <p>二、三 (略)</p>	<p>改 正 後</p> <p>附 則</p> <p>(養子縁組あつせん責任者の経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間、第十八条第一項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成三十一年三月三十一日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。</p>	<p>3 評価機関による法第二十一条第一項の評価の基準は、厚生労働省子ども家庭局長が定めるものとする。</p> <p>4 民間あつせん機関は、三年に一回以上、評価機関による法第二十一条第一項の評価を受けなければならない。</p> <p>5 民間あつせん機関は、法第二十一条第一項の規定により自ら評価を行い、又は評価機関による評価を受けたときは、速やかにインターネットを利用する方法その他の適切な方法により、それらの結果を公表しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(養子縁組あつせん責任者の経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十八条第一項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。</p>

<p>第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの</p> <p>の内容及びその理由</p> <p>五十一 (略)</p>	<p>第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>五十一 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第四十九条の五の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第一号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置をして  
いる者に対する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育  
事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に」とあるの  
は、「平成三十一年九月三十日まで」とする。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第一号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置をして  
いる者が、児童福祉法第五十九条の二第一項各号に掲げる事項に相当する事項について、この省令の施行前に、都道府県知事に届け出ているときは、当該届出は、前項の規定により読み替えて適用され  
る同条第一項の規定により行われたものとみなす。

○厚生労働省令第四十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第十一条の規定に基づき、身体障害者福祉  
法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p> <p>（身体障害者手帳の記載事項等）</p> <p>第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日</p> <p>二 (略)</p> <p>三 削除</p> <p>四 身体障害者が十五才未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所</p> <p>2 身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>（身体障害者手帳の記載事項及び様式）</p> <p>第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日</p> <p>二 (略)</p> <p>三 補装具費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定す る補装具費をいう。）の支給に関する事項</p> <p>四 身体障害者が十五才未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所</p> <p>2 身体障害者手帳の様式は、別表第四号のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---